

## 平成27年第7回西会津町議会臨時会会議録

### 第1. 招 集

1. 日 時 平成27年7月17日
2. 場 所 西会津町役場

### 第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 平成27年7月17日
2. 閉 会 平成27年7月17日
3. 会 期 1日間

### 第3. 議員の応招・不応招

#### 1. 応招議員

1番	三 留 満	6番	猪 俣 常 三	11番	青 木 照 夫
2番	薄 幸 一	7番	伊 藤 一 男	12番	荒 海 清 隆
3番	秦 貞 継	8番	渡 部 憲	13番	清 野 佐 一
4番	小 柴 敬	9番	三 留 正 義	14番	武 藤 道 廣
5番	長谷川 義 雄	10番	多 賀 剛		

#### 2. 不応招議員

なし

平成27年第7回西会津町議会臨時会会議録

平成27年7月17日（金）

開 会 10時30分

出席議員

1番	三 留 満	6番	猪 俣 常 三	11番	青 木 照 夫
2番	薄 幸 一	7番	伊 藤 一 男	12番	荒 海 清 隆
3番	秦 貞 継	8番	渡 部 憲	13番	清 野 佐 一
4番	小 柴 敬	9番	三 留 正 義	14番	武 藤 道 廣
5番	長谷川 義 雄	10番	多 賀 剛		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊 藤 勝	会計管理者兼出納室長	長谷川 浩 一
副 町 長	伊 藤 要一郎	教育委員長	五十嵐 長 孝
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	新井田 大
企画情報課長	大 竹 享	学校教育課長	会 田 秋 広
町民税務課長	上 野 善 弘	生涯学習課長	石 川 藤一郎
健康福祉課長	渡 部 英 樹	代表監査委員	佐 藤 泰
商工観光課長	伊 藤 善 文	農業委員会長	佐 藤 忠 正
農林振興課長	玉 木 周 司	農業委員会事務局長	玉 木 周 司
建設水道課長	成 田 信 幸		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	渡 部 峰 明	議会事務局主査	薄 清 久
--------	---------	---------	-------

第7回議会臨時会議事日程（第1号）

平成27年7月17日

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 付議事件名報告

日程第4 提案理由の説明

日程第5 議案第1号 西会津町地域連携販売力強化施設整備工事請負契約の変更契約について

閉 会



○議長 ただいまから、平成 27 年第 7 回西会津町議会臨時会を開会します。

(10時30分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいただきます。

事務局長、渡部峰明君。

○事務局長 報告いたします。

本臨時会に、町長より別紙配布のとおり 1 件の議案が提出され、受理しました。

本臨時会に議案説明のため、町長、教育委員長に出席を求めました。

なお、地方自治法第 121 条の規定に係る説明委任者として、町長から副町長、各課長及び会計管理者兼出納室長を、教育委員長からは教育長、学校教育課長、生涯学習課長をそれぞれ出席させる旨の通知があり、受理いたしました。

以上であります。

○議長 以上で諸報告を終わります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、2 番、薄幸一君、12 番、荒海清隆君を指名します。

日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 7 月 17 日の 1 日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日 7 月 17 日の 1 日間に決定しました。

日程第 3、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元に配布の議会臨時会議案付議事件記載のとおりであります。

日程第 4、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 日程第 5、議案第 1 号、西会津町地域連携販売力強化施設整備工事請負契約の変更契約についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、成田信幸君。

○町民税務課長 議案第 1 号、西会津町地域連携販売力強化施設整備工事請負契約の変更契約についてご説明をいたします。

今次の変更は、本施設の建設箇所の地盤が当初想定していたよりも脆弱であり、地盤を強化するなどの工事を追加する必要が出たため変更するものでございます。

追加する工事は、基礎にコンクリートを打設するラップルコンクリート工法と、土にセメントを混合し地盤自体を強化するソイルセメントコラム工法による工事でありませぬ。地盤を改良し強化する後方の中から比較的短期間に施工ができて、かつ騒音や振動が少なく、また発生残土も少ない工法として選択をしたものでございませぬ。

去る7月13日に武田土建工業株式会社代表取締役、須藤研二氏と1,546万4,520円を増額し、請負金額3億112万4,520円とする変更請負仮契約を締結をいたしませぬ。また工期につきましても、1月29日から二月延長し平成28年3月31日といたしませぬ。

以上で説明を終了させていただきますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございませぬ。よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから、質疑を行います。

11番、青木照夫君。

○青木照夫　1点だけ質問いたします。

この原因といたしましては、設計業者がよりっせの地質調査データや敷地の形状から安定した地盤であると想定した、地質調査を実施しなかつたためであり、設計に基づく深さで支持基盤を確保できず、追加工事も必要となつたと今の提案理由でも説明されました。その中で、単純に素人の疑問。ということは、工事をする際には必ずいろいろな面で、書面で確認をしながら、また町の許可をいただいて、はじめて工事を着工するという工程になっているそうでありませぬ。その中で、この図面を見させていただくと、今までのよりっせと新しくできる間に、今度は国土交通省のトイレ関係の施設が入ると。その中を見ると、約16メートルぐらいなんですか、このスパンが。と考えると、今のところはそれだけオーバーになるわけでありませぬ。右側に寄つたわけですね。とすることであれば、新しくやはり地質調査が必要であつたわけでありませぬ。我々は、現在のよりっせの建物の範囲は、元、一般の家屋があり、畑の地盤であり、それで今の問題となつたところは高速道路ができたときに田んぼに埋めた。そういうこと確認しております。そうした中で、今申し上げるのは、役場の中でそういう地質の調査、またそういう判断、設計業者から示されてそれでよしということであつたんだろうと思ひませぬ。その点の甘さはあるのではないかと思ひませぬので、その点はいかがですか。

○議長　副町長、伊藤要一郎君。

○副町長　今回の変更の、請負契約の変更につきましても、先ほどご説明申し上げたとおりでございませぬけれども、事務方の責任者といたしまして改めて深くお詫びを申し上げたいと思ひませぬ。

その上でございませぬけれども、今ほど話ありましたように今回この地域連携販売力強化施設の整備をするにあたりまして、当初はよりっせと直接つなぐということでありませぬけれども、その後国土交通省から新たな情報提供ステーション、それからトイレをその間に設置をしたいというお話をいただきましたので、それであれば今回の地域連携販売力を県道側に移してですね、一体的に整備を図っていききたいということで、今回

計画をさせていただいたところでございます。

その中で、議員おただしのように本来であれば地質調査をしっかりとやるというのが大前提でありますけれども、先ほど申し上げたとおり設計会社が今までのよりっせの地質のデータ、それからその地形の形状、そういったところから安定した地盤であろうというふうに判断をしたということで、それを町が鵜呑みにしてしまったというところに大きな問題があり、そこが反省すべき大きな点であるというふうに感じております。そういったところで、今回その点がなかったということでもありますので、そこは深く反省をしていきたいというふうに考えております。

今回こういったことが防げなかった原因でございますけれども、1つは設計業者との打ち合わせがですね、1つの担当課だけで行っていたということがございまして、これが複数関係するような、例えば建設水道課等ですね、関係するところと連携しながらやっていたら、こういったミスは防げたのかなというふうに感じております。

今後につきましてでありますけれども、こういったことが二度と発生しないようにですね、複数の課で、複数の目でその確認作業を行っていくということをしっかりやっていきたいというふうに思います。また私が事務方の責任者でございますので、私の下でそういったミスが起きないようにですね、今後十分にチェックをしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 今の説明で理解できますが、やはり業者の設計を鵜呑みにして進めたということでもあります。過去にもそういうようなことがありました。ケーブルテレビのそういう問題もありましたが、やはり二度、三度と起こさないためには、今副町長が言われましたように業者以外に、設計者以外に町の各課長がチェック体制をきちんとさせていただくということをお願いしたいと思います。

○議長 他に。12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 2点ほどお尋ねをいたします。

まず、この地質調査なんですけど、この設計業者は当初設計にこの地質調査を計上していたのか、いないのか。これを1点。

そしてできるならば、我々この、こういう図面をいただいているわけなんですけど、実際にこの記録的に、記録として写真を撮って、こういう深さですよというふうに見せていただければ、なお透明性があるんじゃないかなと考えているんですけど、その点はどうでしょうか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 まず、設計業者からの、当初からですね、地質調査の予算は計上されていたのかということのご質問でございますが、こちらのほうはですね、もし設計業者からですね、基礎、支持基盤の部分に対してボーリング調査必要でありますよというふうな話があればですね、予算を計上いたしまして地質調査実施したという部分がございますが、設計業者もですね、そのままよりっせのデータをですね、そのまま採用してしまっただけということから、今回の事例が発生してしまったということでございます。ですので、そういう形で要請があれば私どももそのままですね、鵜呑みにせず、したわけな

んですが、若干業者もその想定でしょうという部分を私どもでそのまま判断してしまったことから、今回の事例が発生してしまいました。こちらの場合については、当初からの計上はしておりませんでしたということです。

続きまして、深さにつきましては一応依頼工事しております建設水道課のほうで写真を撮っておりますので、後ほど提示できればと思っております。以上です。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 今ご答弁いただきましたが、当初から設計には入ってなかったということなんですが、既存のよりっせの地質から想定して、ないだろうというふうなことでやってしまったというふうなことであります。やっぱりこういうチェック体制なんだろうと思いますが、実は私もその形状は、昔の形状は分からないんですが、そういう地元の人の話ではそういう、あそこは低かったんだというふうなことあったらしいんですから、そういうところもやっぱり横の連携ですね、そういうことが必要じゃないかないうふうに考えております。

それと記録の写真なんですが、やっぱりここに添付していただければ、より透明性が増すんじゃないかなと考えております。今後、参考にしていただければと思います。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 追加工事に至る経緯は詳細な説明いただきましたのでわかりました。

単純なこれもミスなんですよ。基本設計、実施設計の中で地質調査をやっていれば防げたことであります。町長からも、副町長からも、担当課長からもお詫びをすると、大変遺憾だという発言がございました。私はこのいろんなミスが最近続く中でですね、町長の提案理由の中にもありますけども、必ず二度とこのようなことがないように厳重に注意しながらチェック体制をさらに強めていくという話を毎回されます。私このミスというのは必ずつきものだと思っております。その中でやっぱり緊張感を持って仕事をしていただくためには、やっぱりこの責任の所在を明確にしてけじめをつける、これは費用だと思うんです。そして襟を正して、切り替えて新しい次の仕事に取り組んでいく、こういう姿勢が必要だと思うんですが、町長にお尋ねしたいんですが、いわゆるこのけじめをつける、その辺は町長どういうふうにお考えでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 今回の一連の工事のミスについてであります。何回も申し上げますが、1つは工事の変更とか改良とかというのは、まず全く予想がつかなかったのかどうかということがまず1つ。それからこういう手順を、本来やるべきことをやっていなかったのかどうかと、それが2つ。3つ目は、いわゆる故意にこういうことは、やるのに全くそういうことはわかっていながらやらなかったととかというようなことに、故意にやるような事項、こういうことがあるかと思っております。今回の事件については2つ目の、いわゆる手順に沿ってそういうことはやらなかったということに等しいのかなというふうに思います。

私は、この話を聞いたときに、これは私も議員経験がありますから、議会は何をやったりこういうところにしっかり考え方を求めようとしているのかということについて職員に申しました。工事の手順方法というようなことについては、それはもう専門家の



ことのやるべきことだから、これは一般的にそういう工法とか、こういうふうにしてやりたいとかというのは、それは技術的なものとしていいんだろうと。しかし問題はやっぱりなぜこうした状況が出てくるのかということについて、やっぱり深く、このところはしっかり考えなくてはならないし、それを全体的に共有しなければ駄目なんだよという話をいたしました。

そこで、まず1つは業者の関係でありますけれども、その業者を選んだ、選ばないというのは別にしてですね、本来業者というのは、どんな家でも工事を建てる場合についても、手順さえしっかり守ってやるべきことをやれば、地質調査なんていうのはこれはもう当然の1つの手順の中のもう基礎的なことなであります。全くその状態がわからないままに、杭ぶったり、基礎を作ったりするバカはいないわけですから。やはりそういったことは、1つのデータをそのままそっくり横滑りさせて、そしてだろうと思って工事をやって穴を掘ったら、とんでもない状況になってしまったということが今回であります。ですからまず業者をですね、呼びつけました。これは私はちょっと東京行っていましたから、まず副町長先頭にしてですね、この設計業者を呼びつけて、呼んでですね、そしてその責任の所在をしっかりと話をいたしまして、それからこのなんていいですか、詫び状といいますか、こういうとこと文書で提出をさせたところであります。それから今回の地質調査についてというので、これは代表、社長の遠藤という方なんです。

それからもう1つは、やっぱりこういったことにならないような対応の仕方というのはどうすべきかということも、これは町長自らもやっぱりしっかり判断をしなくちゃならないだろうというふうに思っております。今ここで明確に何々するということについては、その段階ではありませんので、これはしっかり私のほうも考えなければならないというふうに思っているところであります。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 責任の所在と私言いましたけども、それ今町長おっしゃったように1つは業者の責任もあろうかと思えます。あとは町側のチェック体制の不備もう当然あろうかと思えます。両方、私はけじめをつけるというのは、お詫びをすると、謝って済めば警察も何でも要らないわけです。だからやっぱり緊張感もって、いい仕事してもらうためには、はっきりしたやっぱりけじめをつけていくことが必要でないかなという思いでお尋ねしたわけであります。

それともう1つね、こういうミスが最近続く、続くというのは起きるといのは、いろんな要因があると思えます。当時は副町長も不在であったというなことも1つ、要因であります。それとあと話ちょっとそれですけども、私12月に言った職員の定数管理計画、6月には副町長出したいという話でしたが、ちょっと遅れているという話をいただいておりますが、やっぱり職員の体制なんか少し、しっかりと見直さなければ、私これは今後も続くような気がしてならないんです。早くその職員の管理計画をしっかりと出していただいて、しっかりとした責任を持っていい仕事ができる体制を作っていただきたいという思いがありますが、その点、町長にもう1回ご答弁いただきたいと思えます。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長　　まず職員については、その部署その部署でですね、私は精一杯やっているなどというふうには思っております。しかし、やはり今は多目的にわたって、例えば専門と言っていいか、専門外の仕事も携わざるを得ない。今回の場合は、この設計そのものについて、本当はそういう業績なり知識を持たなければならないようなこと、専門分野まで担当課が対応せざるを得ないと、本来設計業務だったら建設に任せて、そして対応すればいいんでしょうけれども、しかしなかなか今そういったところまでいっていなかったということが、1つの、責任の1つだったのかなというふうには思っています。ですから、それには専門の知識のある、設計知識のある職員を採用したいなど、こう思っているんですけれどもなかなかこう人が集まらないと言いますか、今年ようやく工事に関係する職員を採用したところであります。しかしこれ、そうはいつでも何年か訓練しなければなりませんので、そういった訓練の仕方についても含めて、やっぱり専門のそうした設計もしっかり見れるような、そんな職員の採用の仕方等々を考えていかなければならないということで、来年度にわたってこれが1つの大きな課題の1つかなというふうには思いますし、また今回はこういった建物を建てる、設計をする、こういった場合については、やっぱりそれはその担当で、商工観光課ですべて対応できるかどうかと、そういう専門的な知識を、その課にあるかどうかと判断をしながら、そういった場合については、今度は別な部署でこれをしっかり管理をしていただくと、こういう連携というものを今後の人的な中でのものを含めて、検討していかなければならないというふうには思っておりますので、その点については十分反省しながら対応していきたいというふうには思っていますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長　　10番、多賀剛君。

○多賀剛　　私も大変厳しいこと言うようでありますけれども、やっぱりしっかりとしたけじめをつけさせて、いい仕事をしていただくために、私、緊張感を持って仕事をしていただくためには必要だと思っておりますので、その点をお願いして、私、以上で終わります。

○議長　　4番、小柴敬君。

○小柴敬　　この1,500万という金額についてお聞きをしたいと思います。

町長の説明によりますと、今回この1,500万増額になりましたけれども、予算の範囲だということなんです、この比例部分、要は国からの配分、それから町の持ち出し部分、その割当、割合等々はどのようになっているのかを説明お願いしたいと。

○議長　　総務課長、新田新也君。

○総務課長　　予算についてのご質問にお答えをいたします。

まず地域連携販売力強化施設整備事業につきましては、本年6月定例会におきまして、繰越明許費の繰越計算書ということで報告をさせていただきます。その事業費、繰越額でございますが、総額で3億1,796万9千円でございます。ただし、この事業中にはソフト事業も含まれてございまして、ブランド戦略策定委託等のソフト事業分が合計で422万9千円ほど含まれてございます。よってハード分、今の施設整備にかかる繰越額につきましては、3億1,374万円でございます。その内、工事にかかる監理の委託料、それが648万円でございます。ですから施設整備にかかる工事費の繰越額が3億726万円と、これが繰越の工事費でございます。それで本年5月臨時会におきまして、ご議決をいただきま

した当初の契約額、それにつきまして2億8,566万円と。それから今回、変更契約額が1,546万4,520円ということで、工事費の予算額から当初の契約、それから変更契約を差し引きますと613万5,480円、まだ工事費が残ってございます。

あと補助金関係、それから起債関係でございますが、今回の変更によりまして国庫支出金、まあ補助金でございますけども8,903万1千円、繰越額でございますが、この額に変更はございません。一応、今申し上げました8,903万1千円という額は、補助対象工事費の2分の1の額でございます、今回の増額によって補助金の額は動かないということでございます。さらに財源といたしまして、事業費から国庫支出金を除いた額、地方債を充当してございます。一般補助施設整備等事業債、まあ補正予算債でございますけども、その地方債の額が2億2,460万円と、この分だけ地方債をみてございます。よりまして、一般財源、町の一般財源につきましては10万9千円ほどということになってます。ただこれにつきましては、繰越ベース、繰越予算額ベースの額でございますので、今回変更契約も含めまして起債については動くということでございますが、一般財源ベースでは変わりはないということでございます。以上です。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 私も質問させていただきます。

町長の提案理由の説明、そしてまたいろいろな答弁をお聞きしまして、この責任についてですね、やっぱりその今の中身というか、その話のニュアンスからいくと、何か業者が悪い、業者が悪いというようなことが多く聞こえてくるような感じします。町にも責任は認めておられますから、それはそれとして、本来これはボーリングのチェックがなかったと、業者の話が鵜呑みにしたと、それも業者との信頼関係があつてのことなのか、そうでなくて兎角行政マンの方々、常に頭に置いておられるのが、少ない予算、経費で最大の効果を挙げようということで、なるべく経費をかけないでやろうとするような傾向がありはしないかということで、それらのことも要因の1つになってんじゃないかなと思うんですが、その辺もいかがお考えかお聞きをしたいと思います。

そして、このチェックをしなかったということは、その業者が言ったからやらなかったというのはあまりにも無責任であつて、これ医者にも例えればですね、例えばAという医者がBという医者に、この医者を紹介するということで患者さんの紹介状を書いたり、あるいは診断書をそちらに回す、そうした場合にBのお医者さんはAのお医者さんの、あれをそのまま使っているんでしょうか。必ず検査をやるはずですよ。これをもし鵜呑みにしてやって医療ミスが起きた、亡くなった、不幸にして亡くなったと、これがその医者の、Aという医者のせいになりますか。その辺ですよ。その辺を考えていただいて、やはり町の責任というのはどの程度考えておられるのかをお聞きしたいと思います。

そして、あとこの調査をやっているならば、今ここに追加で1,500万余の金額が上がりました。これやっても、やっているとこの当初からこの金額は上がってきたと思うんです。多少のずれはあつたとしても。だからここでそれをやんなかったために、何が悪かったのかというのは町の信頼ですよ。ちゃんとしたことやらなかった町の信用が失われたということですよ。それはいかがお考えですか。

○議長 副町長、伊藤要一郎君。

○副町長 まず最初のご質問でございますけれども、最小の経費で最大の効果、これは地方自治法等でも規定されている中で、町の基本的な姿勢であるというふうに感じております。ただ今回のこの事案につきましては、経費を削減しようという目的を持ってやらなかったということではなくて、先ほど来、ご説明申し上げておりますように、設計業者のこれまでのよりっせのデータから類推して大丈夫だろうというのを町もそれを信用したと、信用したというか、それを活用して実施設計にあたったというところでありまして。したがって経費を削減するために、それをやらなかったということではございませんので、その点についてはまずご理解をいただきたいなというふうに思います。

それから、今回これに至った経緯につきましては、先ほど来、ご説明したとおりでございますけれども、決して町に責任がないということではなくて、先ほど町長からも申し上げました、私からも申し上げさせていただきましたけれども、本来やるべきことをきちんとやっていれば、こういうことは起きなかったわけでありまして。その点については、町として十分に反省をしているということでご理解をいただきたいなというふうに思います。今後、このようなことが生じないように、先ほど申し上げましたチェック体制について、十分に意を払いながらやってまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 先ほど10番議員からもありましたように、やはりその責任というか、こう明確にということで、やっぱりそういうことも必要なのかなというふうに思いますが、その辺はいかがですか。

○議長 副町長、伊藤要一郎君。

○副町長 責任、あるいは処罰、そういったところのご質問でございますけれども、これから申し上げますのは極めて一般論としてまずご理解をいただきたいと思っておりますけれども、こういった責任あるいは処罰を判断する際にあたりまして、いわゆる法律用語の中に善意と悪意という言葉がございます。いわゆる善意は知らないでやった行為。悪意は知っていて、そういったことをやったということでございます。いわゆるその悪意で、知っていたのも関わらず、そういったものを放置して損害を与えた、あるいはいろんな重大な問題を生じさせたということであれば、これはしっかりとした厳罰を科すというのが基本であろうかと思っております。いわゆるもう一方の善意といいますか、知らないでそれを見過ごしてしまったということについては、これは、だからと言ってそれが許されるわけではございませんけれども、そういったときには厳罰とは別に町の懲戒の審査基準の中にも懲戒の部分と、いわゆる懲戒等という部分と二通りあります。懲戒の部分については今ほど申し上げましたように、分かっているながらやった、あるいはそういったわかっていて重大な損害を与えたというようなときには、免職、停職、減給、戒告という厳罰がございます。その一方で本当にある程度、今回のように設計業者を信頼しながら、本来やれば、やらなきゃならなかったということでもありますけれども、そういった信頼関係の中で進めてきたというところで、本来やるべきところが欠落してしまった結果、こういったところが出てきたというときには、そういった今後の行為を諫めるため

に、いわゆる訓告とか、あるいは嚴重注意と、そういったものがございますので、今回の事案を十分に検証した中で、そのどれに、どういった対応がいいのか、その辺は我々特別職も含めて十分に反省を検証した中で、判断をさせていただきたいというふうに思います。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 それぞれの当事者を罰してどうのこうのいうことではないんです。やっぱり職員のみなさんが伸び伸びと、そして一生懸命に仕事に打ち込めるような、やっぱり上に立つ人がそういう姿勢でやってほしいということなんです。以上です。意見として申し上げます。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 先輩方の質問で、だいたい総括になってると思うんですが、ちょっとおただし漏れが私のほうで遅れて申し訳なかったんですけど、今般の問題、確かに責任の所在はと、こう詰められると私自身も今ずうっとお話を聞いていましたけれども、議会議員団も責任の一端は、やはりチェックをしていく我々自身の責任も一部はやっぱりこれ認めなくてはいけないのかなと思って聞いておりました。

おただしたいのは1点だけなんですけれども、期間が延長することによってテナント等の方々、そういった方たちに影響が出ないのか、その部分だけをお伺いしたいと思います。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 ではお答えいたします。

テナントへの影響はないのかということでございますが、今現在テナント入居者と今打ち合わせ等、今までこれまで3回、本日もこれがございまして、その旨本日の結果をお話しまして、これからご理解を得ようと思っておりますが、一応当初から夏ごろのオープンということでございますので、それを踏まえましてあまり影響がないような形で皆様に説明いたしまして、影響がないような形で取り組んでいきたいと考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 私は責任の明確化というのは本当は大事だと思います。しかしそれよりも私は今後職員方が二度とこのようなことを起こさないんだという強い決意を持っていただいて、そしてそのプロフェッショナルを育てると、そういう職員を、指摘できるような職員を育てる、そういうことをしてもらいたい。そして商工観光課と建設水道課がプロジェクトチームですか、そういうのをちゃんと組んでもらって、それでそういうことにちゃんと対してできるような職員を育ててもらい、そういうことが私は尽きると思います。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 経過説明はわかりました。そのとき、町長の説明からすると、その担当が商工観光課だと推測されました。というのはなぜかと言いますと、小学校建設にあれだけの工事があっても、こういった事例は行われなかった。そして今の工事でこういった事例が起きるということは、それに対して他の課長とか、上司の方は1つの課でよいと

判断されたのか、それは誰が指示を出したのかをお聞きしたいです。

○議長 副町長、伊藤要一郎君。

○副町長 今回の設計、実施設計の関係、あるいは地質調査。その部分につきましては、今回商工観光課のほうで担当したということでございます。先ほども申し上げましたように、複数の課でそういったところを協議をしながら進めていけば、こういった内容については防げたのかなというふうに思っております。その課だけでやりなさいとか、そういった指示等は特にないわけでありますけれども、今回は商工観光課のほうで担当してやったわけでありますけれども、その辺は事務方の責任者、私でありますので、今回、昨年度たまたま副町長という職がなかったということがありまして、なかなかそういった部分が機能しなかったのかなというふうに思っております。4月から私がこういった立場にさせていただいておりますので、今後こういったことのないように十分に注意してまいりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 まあ副町長の説明でわかりました。それで二度とないようにするというのは、一般的に文章ですけど、今後学校建設とか、いろんな工事、土木検査あると思っておりますが、マニュアル等なんかは、チェックマニュアルとか作ってないんですか。そういったものがあれば、この流れのときはこれをチェック、これは大事だというのが職員ができると思うです。それはないんですか、あればないと思っておりますが、ある程度は防げると思っております。今の話だとなないように聞こえるんですが、どうなんでしょうか。

○議長 副町長、伊藤要一郎君。

○副町長 工事関係については、そういったマニュアルは整備してありますけれども、今回ののは設計ということがありまして、設計業務は工事を進める流れではなくて、いわゆるその建物であれば、建物の内容をどうしていくかというような作業でありますので、今後そういったものが、再発しないような中でマニュアル等が必要であれば検討してまいります。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 今ほどの議論をうかがいまして、私も新人議員として本当に真剣にこのチェック機能を果たさなければならないなと思っておりますが、お伺いしたいのは、これ追加になって、変更契約になって、この大きな問題になっておりますけれども、5月18日の臨時議会の中で、この請負契約について議会が行われているわけですが、そのときにこのようなことについて、あるいはそういうこの問題点について議論はなされたのかどうか、ちょっと担当課長のほうにお伺いしたんですが。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 その5月18日当時の臨時議会での議論という部分にお答えしたいと思います。

特に請負契約の締結ということで、まだ工事がスタートしておりませんので、こういう事態までは予測できなかったということで、特に議論はございませんでした。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 今までのお話を伺っておりますと、やはりこういう大きな事業の場合には、何

らかの事前の、こういうことの検討といいますか、議会と当局のほうとの問題点の洗い出し、あるいはそれは当然、当局のほうではされているとは思いますが、やはりこういう問題が起きるといことは、もっと広い部分で、広い視野でこのことについてこういう問題点が発生を、あらかじめできるだけ防ぐという意味でも、何らかの対応が必要でないのかなと私は考えておりますけれども、町長はこの点についてはどのようにお考えですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 設計業者というのは、これは町が貴重な財政を使いながら、その業者さんに、ある意味では信頼をしてきちっとした内容をいただくわけでありますので、それはいろいろな技術、そしてノウハウ、まあ同じようなことですが、そういうのは持っているだろうと想定をしながら、信頼をして、いただくわけであります。ですから、確かにチェック体制というのは、それは必要かもしれませんが、しかしなかなか現状の中で今ほどの問題を1つひとつ、箇条ごとに全部もう1回町がチェックするというところは、なかなか現在では非常に専門的な知識を持っていない職員についてでないといけないのかなというふうに思っています。そういった関係で、私はやっぱりそれを生業としている業者のみなさんというのは、こういったことが起きたということの事態の重さをまず知っていただくということと同時に、今回何を学んだのかということについては、今ほど議員各位からいろいろご指摘をいただきましたので、そのことはしっかり我々も受け止めて、今後いろいろな大きなプロジェクトなり、そういったことについてはあるべきところのチェックというものは、しっかりやっていかなければならないと。そしてまた先ほども申しましたように、1つの課に、あるいは専門でない課にお任せっきりということについてはいかがなものかというふうに思いますので、今後はやっぱりそういった取り組みの体制というものを全体化するように、少し見直し、そして今後どうあるべきかを事務方の副町長を先頭にして、もう1回、今までの事業の取り組み方について洗い出しをして、態勢を整えていこうと。こういったことを私のほうから改めて指示を出したいというふうには思っています。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり。)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第1号、西会津町地域連携販売力強化施設整備工事請負契約の変更契約についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、西会津町地域連携販売力強化施設整備工事請負契約の変更契約については、原案のとおり可決しました。

本臨時会に付議された事件は、以上をもって審議を終了しました。

町長よりあいさつがあります。

町長、伊藤勝君。

○町長 議会臨時会閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

今般、議会に提出をいたしました案件であります請負契約の変更につきましては、ただ今いろんな各議員のみなさんからご意見をいただきました。そして寛大なご理解を賜りましてご議決をいただきましたこと、改めて厚く御礼を申し上げます。今後執行にあたりましては、今ほどいただきましたいろんな意見というものは、十分これは参考にし、というよりも、意を持って私を含め、職員一同、意を体して取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

最近、気候が異常な高温とか、あるいは台風が接近するなど、不安定な状況が続いてございます。議員各位におかれましては、健康には十分に留意されまして、益々の議会活動と、そして町勢伸展に今まで以上にご尽力を賜りますこと、お願いを申し上げまして閉会にあたってのあいさつといたします。

本日はありがとうございました。

○議長 これをもって、平成27年第7回西会津町議会臨時会を閉会いたします。

(11時27分)